

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 芦屋市の歩み

本市では、昭和26年に公布された『芦屋国際文化住宅都市建設法』の理念や、昭和39年に制定した「芦屋市民憲章」の願いを基調として、個性豊かな国際文化住宅都市を形成してきた。また、昭和48年には『緑ゆたかな美しいまちづくり条例』（以下『みどり条例』という。）を制定し、緑の保全やまちなみの美化など生活環境の保全に努めてきた。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、市が長年にわたって築き上げてきた住宅都市としての基盤を直撃し、一瞬のうちに多くの人命を奪い、都市機能も壊滅的な打撃を受けた。

この未曾有の災害を乗り越え、芦屋のまちの再生・創出を図るため、同年7月に「芦屋市震災復興計画」を策定し、“快適で安全なまちづくり”を目標に、市をあげて復旧・復興に取り組んできた。

同年9月には、「芦屋市環境計画」（以下「前計画」という。）を策定し、“人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや”を目指して、環境学習の推進、国道43号・阪神高速3号神戸線の自動車公害対策、市民と連携したごみ対策やリサイクルの取組などを進めてきた。

また、今日の環境問題の変化に適切に対応するため、平成11年3月に、『みどり条例』の全部改正を行い、環境適合型社会の形成を目指して、健全で恵み豊かな環境を保全し、緑豊かな美しく住みよい芦屋を実現するための取組を進めてきた。

平成13年3月には、「第3次芦屋市総合計画」を策定し、“知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市”の実現に向けて新しいまちづくりへの第一歩を踏み出した。阪神・淡路大震災から10年を迎えた今日、あらゆる主体の努力により、震災復興事業もあと一步のところまできている。

平成16年1月1日には、「芦屋庭園都市」を宣言した。今後、市民ワークショップでまとめられたアクションプログラムにより、市全体が一つの大きな庭園となって、世界中の人々から「一度は日本の芦屋という美しいまちを訪れてみたい。」といわれるようなまちづくりを目指している。

(2) 環境に関する状況の変化

本市が前計画に基づく環境の保全に取り組み、また、震災復興事業に取り組んできた期間は、環境に関していくつかの大きな変化があった期間でもある。

『環境基本法』に基づく国の環境基本計画に関しては、平成12年に見直された。この環境基本計画は、「理念から実行への展開」に留意したもので、地球温暖化対策等重点的に取り組むべき11の戦略的プログラムを定め、現状と課題、目標、施策の基本的方向及び重点的取組事項を示している。

地球環境に関しては、平成9年に『気候変動に関する国際連合枠組条約』の3回目の締約国会議が京都において開催され、条約の中身である『京都議定書』が採択された。この議定書は平成17年2月16日に国際法として発効され、我が国は平成20～24年の期間までに平成2年度比で

6%の温室効果ガスを削減することが義務付けられることとなった。

我が国では『京都議定書』の的確かつ円滑な実施を確保するために、平成17年に『地球温暖化対策の推進に関する法律』が改正され、同年にその具体的な対策を示す『京都議定書目標達成計画』が策定された。これに基づき、地球温暖化対策への取組が今後一層押し進められることとなる。

廃棄物に関しては、平成7年に公布された『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）』により本格的なリサイクルシステムの構築が始まった。それ以降、リサイクル関連の法整備が進められ、平成12年には『循環型社会形成推進基本法』が公布された。この法律では、事業者や国民の責務が規定されるとともに、「排出者責任」、「拡大生産者責任」が明確に位置付けられている。また、同年には『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）』及び『資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）』が改正され、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）』、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）』及び『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）』等の法律が制定され、国においては、平成12年を循環型社会元年と位置付けている。

自然環境に関しては、平成14年に『生物多様性国家戦略』が見直され、「保全の強化」、「自然再生」、「持続可能な利用」という大きな柱が示された。平成15年には『環境基本法』に基づく環境基準に生態系の保全という視点が初めて取り入れられ、「水質汚濁に係る環境基準」の「生活環境基準項目」として「水生生物の生息状況の適応性」が盛り込まれた。また、自然再生の基本的事項を定めた『自然再生推進法』が、平成15年より施行されている。

（3）計画策定の考え方

1）前計画の果たした役割

前計画は、策定当時、全国的にも数少ない地方自治体の「環境計画」の一つであり、かつリーディングプロジェクトを含んだ行動指針の性格を持つ画期的な内容であった。しかし、庁内でも討議を進めて策定したにもかかわらず、先進的な計画であったため、計画推進に対する各課における認識や取組に温度差があった。その後、環境関係の法整備が進み、地球環境の保全に向けての種々の行動計画や啓発活動が進む中で、全庁的に理解されるようになり、緑化事業としての10万本植樹、土地区画整理事業における公園のビオトープ整備や電線類の地中化、地球温暖化対策として「芦屋市環境保全率先実行計画」の推進など環境面に配慮した取組を進めてきた。

また、「第3次芦屋市総合計画」のもとに、「芦屋市環境計画」は、「芦屋市都市計画マスタープラン」他の行政計画と並列して位置付けするとともに、他の行政計画も環境保全についての考え方を取り入れたものとしている。

2）リーディングプロジェクトの成果

「市民参加による“ふれあいの川づくり”」については、「芦屋川」では、県が「河川環境整備事業計画」に基づき、魚が棲息し、遡上できるよう河川の改修を行い、市は、ホテル群生区域等、芦屋川に生きものが棲息しやすい環境を保全するための「河川除草マニュアル」に基づき、環境保全に努め、また、市民グループが実施している「あまごの放流事業」、「ホテル観察会」に市民

の参加を呼びかけた。さらに、「芦屋市環境づくり推進会議」を設置し、市民・事業者・市が協働して、ワークショップとして芦屋川・宮川の調査、「あしやがわ・みやがわ見たまま・感じたまま」等の冊子の製作、ふれあいの川づくりを考えるため「川づくりフォーラム」の開催等に取り組んだ。「芦屋川」では環境保全の整備が進められ、市民に一層親しまれることとなったが、「宮川」では一部、護岸の整備と美装化が行われたが、親水化は地元住民の意見を聞いて取り組むことを検討している。

「自然をいつくしみ、自然から学ぶまち・あしや」づくりについては、絶滅が危惧されていたサギスゲの保護に市民団体と取り組み、復活させたほか、六甲山の美化活動や空き缶等の散乱防止活動、わがまちクリーン作戦、小学校や公園でのピオトープづくり等に取り組んできた。自然情報を体系的に収集することについては、「芦屋の自然」というビデオを作製し、高い評価を得たが、これからも体系的な取組を進めていく。

「地球市民」として地球環境保全へ貢献する仕組みづくりについては、芦屋市国際交流協会の主催で、平成6年から5年間にわたり、フィリピンへの簡易住宅等建設のため「芦屋市海外青年ワーク隊」を派遣してきた。また、女性自立支援事業であるカピスボックス（貝細工の小物入れ）の販売に取り組んできたが、現在は休止している状況である。今後は、開発途上国等の環境問題に対する市民の理解の向上を図るため、セミナー等の開催は引き続き実施していく予定であるが、環境問題として人を派遣するなどの国際交流活動に取り組むことは、財政状況が大変厳しいため当面難しい状況である。

「環境と共生する“新しいまち南芦屋浜”づくり」については、空地に市民ボランティアによるコスモスを植える運動が進み、毎年、美しい花を咲かせている。また、芦屋市総合公園、親水中央公園、親水性護岸及び人工海浜が整備され、昔の芦屋の浜をイメージさせる松並木も復元した。さらに、高齢者が元気に暮らす住宅の建設も具体化している。

また、南芦屋浜下水処理場では下水の高度処理が行われ、その水を活用したウォーターパークを整備し、市民に親しまれている。今後も、市と県が協力して、電線類の地中化やユニバーサルデザインなど環境に配慮した「人間サイズのまちづくり」を進めていく。

リーディングプロジェクトは、今後、「第2次芦屋市環境計画」（以下「本計画」という。）の中で「行動計画」という形で引き継ぎ、「芦屋市環境づくり推進会議」が中心となって取り組むこととする。

3) 市民参画による計画策定

これまでも「わがまちクリーン作戦」や「芦屋川のクリーン作戦」にみられるように、市民・事業者・市が多く事業をともに取り組んできたが、「第3次芦屋市総合計画」の策定にあたって、市民委員を募集し、市の政策策定への市民参画が始まった。この後、全国的な市民参画の流れもあり、施策の策定や実施の段階で、委員やボランティア等として市民・事業者が参画し、アンケート、ワークショップ等の手法が活用されるようになった。また、広く市民を募るため、公募方式を採用する等、市民参画は大きく前進した。

本計画は市民参画を前提として策定するとともに、今後の行動計画の策定・実施にあたっては市民参画により取り組むこととする。

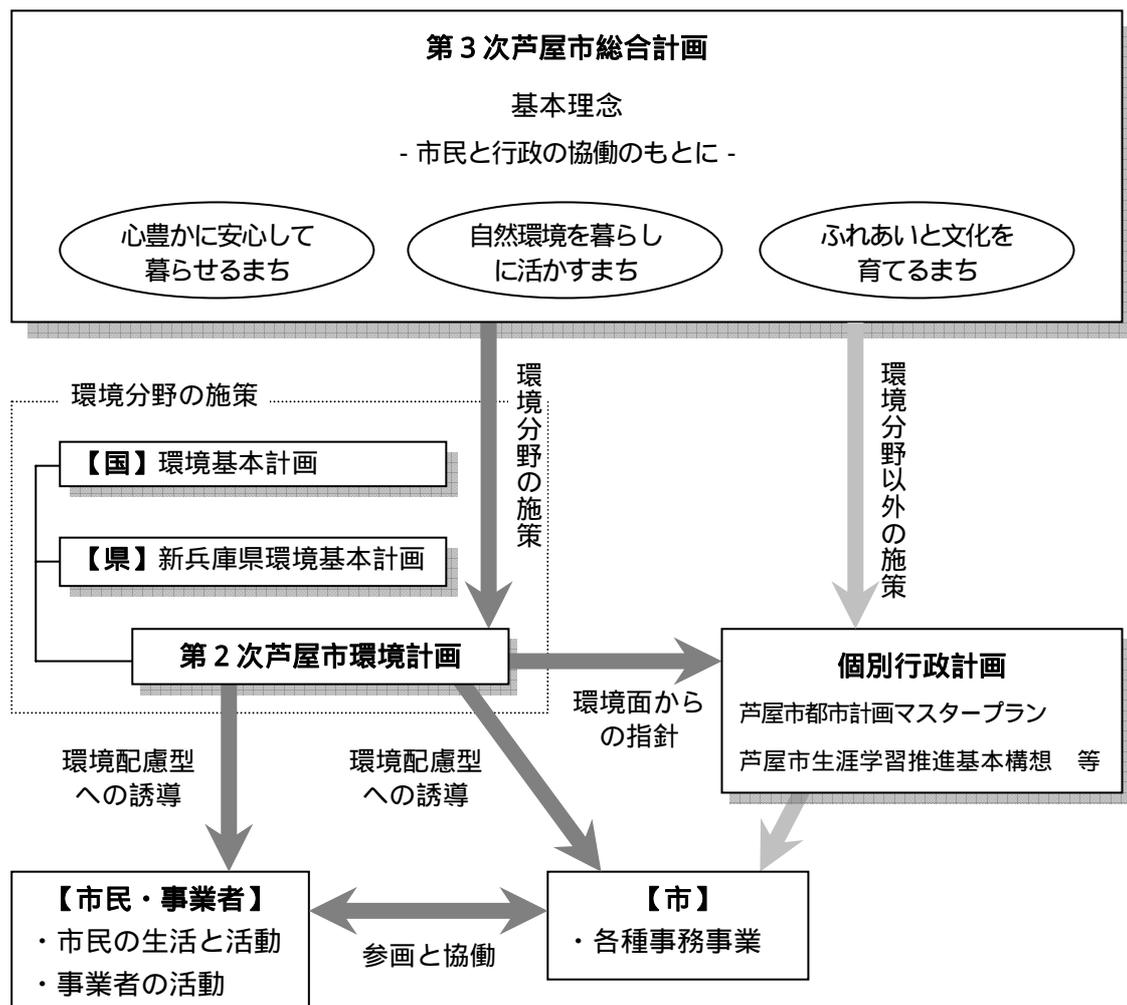
4) 本計画の方向性

震災復興事業に多額の経費を要したことと、長引く不況による大幅な市税の減収により、大変厳しい財政状況の中、現在、本市は行政改革に取り組んでいる。しかし、環境を保全し、地球環境に配慮したライフスタイルを創造することは急務であり、本計画において、本市が置かれている厳しい財政状況の下、前計画の成果を踏まえ、参画と協働による環境保全に向けた活動の活性化を図り、“人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや”を引き続き目指すものである。

2 計画の位置付け

前計画を策定してから10年目の目標年次を迎え、『みどり条例』第7条の規定に基づき、本計画を策定する。

本計画は環境に関する基本計画であり、「第3次芦屋市総合計画」の基本理念を受けつつ、市の諸計画に環境保全・創造面からの指針を示すとともに、市民・事業者・市の活動等を環境配慮型へ誘導していくことを目的とした計画である。



3 計画策定の視点

本計画は、以下の5つの視点をもって策定する。

地域の個性を活かす

自然，歴史，文化，人も含めた地域の個性を十分に尊重し，市民が誇りに思い，愛着を感じる環境づくりを行う。

生態系と次世代へ配慮する

人も自然も生態系の一員であるという認識のもと，できるだけ都市に自然生態系を取り込み，人と自然が共生できるような環境づくりを進める。

また，永い年月をかけて形成されてきた貴重な環境資源を，我々の世代ですべて使い尽くすことなく次世代に継承していくことを念頭においた環境づくりを行う。

地球環境保全に貢献する

地球という限りある環境の中で生きていることを認識した上で，地球環境保全に積極的に貢献する意識を高め，各主体の活動を見直し，地球温暖化問題等の環境問題に対応していく。

循環型社会の構築を目指す

大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルは，これまで限りなく環境への負荷を増大させてきた。このようなライフスタイルを見直し，持続的発展が可能な循環型社会を構築することで，社会経済活動を環境への負荷が低い方向へ導いていく。

市民・事業者・市の参画と協働による，より良い環境の創造を目指す

市民生活や事業活動は，常に環境と相互に影響を及ぼし合っている。また，市民・事業者・市の各主体の間にも有機的なつながりがあり，相互に作用しながらそれぞれの活動が営まれている。したがって，環境への負荷の低減やより良い環境の創造を効率的に行っていくために，市民・事業者・市の各主体が応分の責任と役割を認識し，良好な協力関係によって，より良い環境づくりを進めていく。

4 計画の対象範囲

本計画の対象は、「自然環境」、「都市アメニティ」、「公害」、「地球環境」、「参画と協働」とする。

計画の対象範囲

自然環境	生態系，地形・地質，大気・水，人と自然とのふれあい等
都市アメニティ	都市景観，緑，水辺，歴史的・文化的資源等
公害	大気質（悪臭を含む。），騒音・振動，水質，土壌汚染，地盤沈下，有害化学物質等
地球環境	地球温暖化（温室効果ガス），オゾン層の破壊，廃棄物問題，エネルギー問題，水循環等
参画と協働	環境教育・環境学習，環境保全活動への参画，主体間の協働等

5 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は，芦屋市全域とする。

6 計画の目標年次

本計画の目標年次は，おおむね平成 26 年度（平成 17 年度から 10 ヶ年計画）とする。

ただし，社会経済情勢の変化や科学技術の進展，また，これに伴い環境問題が大きく変化した場合には，適宜，見直しを行う。